

令和2年矢巾町議会定例会5月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (5月1日)

| | |
|---|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 4 |
| ○地方自治法第121条により出席した説明員 | 4 |
| ○職務のために出席した職員 | 4 |
| ○開 議 | 5 |
| ○議事日程の報告 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会議期間の決定 | 5 |
| ○報告第 4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について | 5 |
| ○報告第 5号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について | 7 |
| ○報告第 6号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について | 11 |
| ○報告第 7号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について | 13 |
| ○議案第38号 矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について | 15 |
| ○議案第39号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 22 |
| ○議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について | 25 |
| ○議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について | 39 |
| ○散 会 | 41 |

○署名 4 3

議案目次

令和2年矢巾町議会定例会5月会議

1. 報告第 4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
2. 報告第 5号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について
3. 報告第 6号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
4. 報告第 7号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について
5. 議案第38号 矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
6. 議案第39号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
7. 議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について
8. 議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和2年矢巾町議会定例会5月会議議事日程

令和2年5月1日（金）午前10時開議

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 4 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第 5 号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第 6 号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第 7 号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について
- 第 7 議案第38号 矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第39号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 藤原信悦 | 議員 | 2番 | 吉田喜博 | 議員 |
| 3番 | 小笠原佳子 | 議員 | 4番 | 谷上知子 | 議員 |
| 5番 | 村松信一 | 議員 | 6番 | 廣田清実 | 議員 |
| 7番 | 高橋安子 | 議員 | 8番 | 水本淳一 | 議員 |
| 9番 | 赤丸秀雄 | 議員 | 10番 | 昆秀一 | 議員 |

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 11番 | 藤原梅昭 | 議員 | 12番 | 長谷川和男 | 議員 |
| 13番 | 川村よし子 | 議員 | 14番 | 小川文子 | 議員 |
| 15番 | 山崎道夫 | 議員 | 16番 | 廣田光男 | 議員 |
| 17番 | 高橋七郎 | 議員 | 18番 | 藤原由巳 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

| | | | | | |
|-----------------|------|---|---------------------|-------|---|
| 町長 | 高橋昌造 | 君 | 副町長 | 水本良則 | 君 |
| 総務課長 兼防災安全部室 | 藤原道明 | 君 | 企画財政課長 兼未来戦略室 | 吉岡律司 | 君 |
| 税務課長 | 花立孝美 | 君 | 町民環境課長 | 吉田徹 | 君 |
| 福祉課長 | 浅沼圭美 | 君 | 健康長寿課長 | 村松徹 | 君 |
| 産業観光課長 | 佐藤健一 | 君 | 道路住宅課長 兼まちづくり推進室 | 佐々木芳満 | 君 |
| 文化スポーツ課長 | 田村英典 | 君 | 農業委員会事務局長 | 高橋保 | 君 |
| 教育長 | 和田修 | 君 | 学校教育課長 | 田中館和昭 | 君 |
| 子ども課長 | 田村昭弘 | 君 | 学校給食共同調理場所長 | 村松康志 | 君 |

職務のために出席した職員

| | | | | | |
|--------------|------|---|----|-------|---|
| 議会事務局長 補佐 | 川村清一 | 君 | 係長 | 佐々木睦子 | 君 |
| 書記 | 千葉欣江 | 君 | | | |

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和2年矢巾町議会定例会を再開します。

これより5月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

15番 山 崎 道 夫 議員

16番 廣 田 光 男 議員

17番 高 橋 七 郎 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の5月会議の会議期間は、4月27日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、5月会議の期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専

決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第4号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の令和2年度税制改正において、デフレ脱却、経済再生対策、中小企業の支援、地方創生、経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しなど、税制上の観点から地方税法、同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、固定資産税、たばこ税及び国民健康保険税に係る所要の改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります、個人町民税につきましては、全てのひとり親に対して、寡婦または寡夫控除を適用し、従来の寡婦控除に所得制限を設けるなど、ひとり親家庭に婚姻歴によらない公平な税制をする措置を行うものであります。

次に、固定資産税につきましては、所有者不明土地等に関する課税上の課題への対応として、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大に係る措置を改正するものであります。

次に、たばこ税につきましては、軽量な葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する見直しを行うものであります。

次に、国民健康保険税につきましては、限度額について基礎課税額の61万円を63万円に、介護納付金課税額の16万円を17万円に改めるとともに、低所得者に対する保険税軽減措置の拡大を図るため、5割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げるものであります。

以上、今回の改正対象税目について、主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されたことから、矢巾町税条例及び矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、3月31日をもって地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。どうぞよろ

しくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。今回の税改正は、景気回復ということもあります。ですけれども、このコロナの状況によっては、まだまだ続くこともありますので、この税改正は、収入が多い人には負担になると思いますけれども、収入の少ない方には、あまりメリットがなかったように思うのですけれども、その収入の少ない2割軽減、5割軽減の方々の人数、どのようにになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまの質問にお答えいたします。

2割軽減と5割軽減、すみません、失礼しました。5割軽減ですけれども、385世帯ほどおりまして、対象者は760人ほどいる状況です。2割軽減も今ちょっと調べてきましたので、お話をさせていただきますが、2割軽減のほうは、約500世帯。今回の改正によりまして、それが約10世帯ほど増える状況で、対象者も約1,000人ほど、それが約15人ほど増えるというふうな状況でございます。

5割軽減のほうは、変化がございませんでした。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

日程第4 報告第5号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、報告第5号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第5号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金について、年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額または減額し、21款町債について、歳出事業費の確定に伴い減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについて、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の保育委託事業及び認定こども園施設型給付事業を増額補正し、2款総務費の公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業及び地方創生事業、3款民生費の社会福祉総務事業、児童手当給付事業、子ども医療費助成事業及び妊産婦医療費助成事業、6款農林水産業費の農地耕作条件改善事業を減額補正し、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億895万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ127億8,203万4,000円とするものであります。

これらのことについては、令和2年3月31日に、地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 報告第5号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細について説明いたします。

それでは、5ページにお進みください。第2表、繰越明許費補正です。繰越明許費については、議会定例会3月会議において、ご可決いただいたところでございますが、それに表のとおり、10款教育費の共同調理場維持管理事業66万円を追加するものであります。理由いたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でエアコン修理に必要な部品の納入に遅れが生じたことによるものとなっております。

6ページにお進みいただきまして、第3表、地方債補正です。変更となります。いずれも事業費の精算によりまして、起債額を少なくすることとして、限度額を下げる内容となっております。起債の目的、地域活性化事業、補正前限度額9,950万円、補正後限度額8,490万円、道路整備事業、補正前限度額3億3,610万円、補正後限度額3億3,030万円。

次に、事項別明細によりまして説明いたします。13ページをお開き願います。今回の歳入補正ですが、全て9号補正以降に見込額が確定し、その精算を行うものであります。それでは、特記事項のみ説明をさせていただきます。歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税356万6,000円の減。同じく2項自動車重量譲与税713万5,000円、同じく3項森林環境譲与税25万6,000円の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金281万6,000円の減。

4款配当割交付金、1項配当割交付金15万2,000円の減。

14ページに進んでいただきまして、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金331万5,000円の減。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金1,000円の減。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金279万4,000円の減。

9款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金2,177万1,000円の減。こちらにつきましては、大きな減額となっておりますが、予算編成時期と制度確定時期が異なっていたために生じた差異の精算となっております。

10款地方交付税、1項地方交付税7,843万5,000円の増。こちらにつきましては、震災復興特別交付税などの分が増額となっております。

15ページに進んでいただきまして、11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金10万7,000円。

12款分担金及び負担金、1項負担金475万8,000円の減。こちら主なものにつきましては、3目農林水産業費負担金の農地耕作条件改善事業分担金の減となっております。入札減による事業費の減に伴うものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金1億451万6,000円、こちらにつきましては、保育所運営交付金の増、3月末に確定いたしました保育所運営委託金等に伴う交付金の増となっております。同じく2項国庫補助金、主なものといたしましては、1目総務費国庫補助金、地方創生推進交付金の減で、事業費確定に伴う精算となります。

16ページに進んでいただきまして、同じく1目総務国庫補助金、公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業補助金の減で、こちらも事業費の確定に伴うもので、減額の理由につきましては、入札減となっております。次に、2目民生費国庫補助金、プレミアム付商品券事業補助金の減で、こちらは給付実績の確定に伴う減となっております。これによりまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金の補正額は4,788万5,000円の減となっております。同

じく3項委託金158万6,000円。

17ページに進んでいただきまして、15款県支出金、1項県負担金3,955万9,000円、主なものといたしましては、1目民生費県負担金の保育所運営費負担金の増となります。これは14款の国庫支出金、1項国庫負担金で説明した内容の県負担金の増となっております。同じく2項県補助金、合計は18ページに進んでいただきまして1,466万7,000円の減、主なものは2目民生費県補助金、子ども医療費助成事業補助金の減で、医療給付実績確定に伴うものとなっております。同じく3項委託金、合計は19ページに進んでいただきまして6,000円の減。

21款町債、1項町債2,040万円の減、主なものといたしましては、地域活性化事業債の減で、公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業費の減に伴う内容となっております。

23ページにお進みください。歳出補正につきましても、全て9号補正以降に確定した年度内執行見込みによる精算となります。それでは、特記事項のみを説明させていただきます。歳出2款総務費、1項総務管理費1億4,024万7,000円、主なものといたしましては、5目財産管理費の公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業、工事請負費入札減により2,073万9,000円の減。6目企画費の地方創生事業1,070万5,000円の減で、地方創生事業委託料、メディカルフィットネス推進業務委託料、いずれも業務内容の確定に伴う減となっております。次に、8目の財政調整基金の財政調整基金積立金、こちらが1億7,243万円の増。これによりまして、財政調整基金残高は7億5,779万3,000円となります。

24ページに進んでいただきまして、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費223万9,000円の減。

3款民生費、1項社会福祉費、主なものは、1目社会福祉総務費のプレミアム付商品券取扱業務委託料924万1,000円の減で、こちらの給付実績の確定によるものとなっております。合計は、25ページに進んでいただきまして1,276万4,000円の減。同じく2項児童福祉費、主なものは、2目児童措置費、児童手当給付事業の1,077万円の減で、児童手当給付実績確定に伴う減となっております。次に、3目児童施設福祉費の町内私立保育園運営委託料の増で、委託料に係る加算率の改定に伴うものとなっております。26ページに進んでいただきまして、4目母子福祉費、母子福祉医療助成事業の減で、こちらは給付実績確定に伴うものとなっております。これによりまして、3款民生費、2項児童福祉費の補正額は1,075万1,000円の減となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費は財源更正となります。

6款農林水産業費、1項農業費、合計は27ページに進んでいただきまして515万4,000円の

減。同じく2項林業費25万6,000円の減。

8款土木費、2項道路橋梁費、同じく4項都市計画費、28ページに進んでいただきまして、同じく5項住宅費、10款教育費、2項小学校費、10款教育費、3項中学校費は、いずれも財源更正となっております。同じく4項社会教育費13万2,000円の減。

以上で報告第5号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 26ページの4目の節の扶助費、子どもの医療費助成なのですがれども、これはマイナスになっているのですけれども、計画と比較してマイナスということなのですけれども、医療費助成で、すごく皆さん、町民の方たちは喜んでいるのですけれども、どうして、給付費が少なかったということはからなかったということなのですけれども、どのような状況だったのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

子ども医療費助成事業の減につきましては、歳出の給付見込みが3,438万6,000円ということで減額補正となったわけでございますけれども、いずれ実績に合わせた減ということでございますので、拡大されたということは、町民の皆様の広く知るところとなっているかとは思いますけれども、今後とも周知、啓発をして、必要な受診に結びつくように、適切な医療が受けられるように努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

(第4号)の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員）　日程第5、報告第6号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　報告第6号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末をもって各交付額が確定したことから、歳入につきましては、3款県支出金のうち普通交付金、特別交付金及び一部負担金特例措置支援事業費補助金を減額補正するほか、7款諸収入の一般被保険者第三者納付金及び一般被保険者返納金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款保険給付費及び4款保険事業費を減額補正し、3款国民健康保険事業費納付金を財源更正し、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ4,261万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,344万7,000円とするものであります。

これらのことについては、令和2年3月31日に、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　私のほうから詳細の説明をさせていただきます。

報告第6号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末の交付金等の精算に係る補正となります。それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書でご説明いたしますので、9ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。

2、歳入。3款県支出金、1項県補助金、項の補正額4,424万5,000円の減となります。説明欄記載のとおりではありますが、主に普通交付金において、歳出の療養諸費が予算見込み

よりも少なくなった分、県からの交付金が少なく確定したことが主な内容となります。

続きまして、7款諸収入、2項雑入、項の補正額162万6,000円の増で、一般被保険者の第三者行為の納付金及び他保険適用による返納金が増額となったものでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、項の補正額3,600万6,000円の減。同じく2項高額療養費、項の補正額349万6,000円の減であります。歳入でも触れましたとおり、予算に対する給付見込みが少なくなった分の減額を行うものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、補正額はゼロですが、こちらは交付金等の増減に応じた財源更正によるものとなります。

続きまして、14ページをお開き願います。4款保健事業費、1項保健事業費、項の補正額は311万7,000円の減で、こちらは特定健康診査委託料において、予算に対して支出見込みが少なくなった分を減額するものでございます。

以上をもちまして、報告第6号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の詳細説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

日程第6 報告第7号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第6、報告第7号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第7号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計の低所得者保険料軽減負担金における国庫負担

金及び県負担金の額が年度末をもって確定し、一般会計からの繰出金が減額となったことに伴い、歳入につきましては、1款保険料の第1号被保険者保険料を増額補正し、7款繰入金を同額で減額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款保険給費を財源更正するものであります。

これらのことについては、令和2年3月31日に、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　　報告第7号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、一般会計の低所得者保険料軽減負担金における国庫負担金及び県負担金の額の確定に伴います一般会計からの繰出金減額に伴う補正となります。それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書でご説明いたしますので、11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。

2、歳入。1款保険料、1項介護保険料、項の補正額31万7,000円の増となります。説明欄記載のとおり、現年賦課分の増によるものとなります。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、項の補正額31万7,000円の減で、冒頭にご説明いたしました低所得者保険料軽減繰入金を減額するものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、項の補正額はゼロで、こちらは先ほどご説明いたしました低所得者保険料軽減繰入金の減額に応じて財源を更正したものとなります。

以上をもちまして、報告第7号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

日程第7 議案第38号 矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第7、議案第38号 矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第38号 矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、国が地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進していることを踏まえ、本町では公会計への移行を総合計画後期基本計画に位置づけ、公会計化の一般的なスケジュールに従い、令和4年度からの移行を目指しておりましたが、本年に入り、新型コロナウイルス感染症が国内で拡大している状況を鑑み、保護者が学校給食費を地区集金する従来の方法は困難であり、前倒しが必要との判断から制定することとしたものであります。

主な内容は、町が公会計として学校給食を実施すること、学校給食費を町の収入として、町長が定めた額と納期限で徴収することを定めるものであります。

この条例の制定により、一般会計の歳入に学校給食費を、歳出に食材である賄い材料代を計上することとなります。

なお、学校給食費の納入方法につきましては、感染症予防の観点から、口座振替を基本とすることで、保護者等のご理解とご協力をいただくこととし、金融機関との調整等に要する期間を想定して、本年度に限り、学校給食費の徴収は8月以降とし、1年分を9月から来年3月までの7回で納めていただくことを予定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 学校給食費の集金に関しては、今まで保護者の方が大変な思いをなさって集金なさっていたのですけれども、私もほんの一端を担って集金した大変さというの

は分かるのですけれども、振りかえしたら、すごく楽になるとは思うのですけれども、そのときに議会でも振りかえのほうをお願いするということで、なかなかならなかつたのですけれども、今回こういうふうに楽になってくるということではあるのですけれども、その理由として収納率が100%になるというようなことも、保護者の集金によってなるということもお話をあったのですけれども、もう一つ、集金のときに、直接顔を合わせることでコミュニケーションというか、雑談でもいいです、そういうことできるのも一つのメリットであるという、保護者が集金することであったのですけれども、そこら辺、今後そういうことが、直接会うということがなくなるのですけれども、その点は、しっかり大事にして、そのメリットを生かしていただくということも必要なではないかなというところで、今コミュニティ・スクールというのも始まっておりますので、そこら辺も大事にしながら集金というか、口座振替に移行ということをしていただきたいと思うのですけれども、そこら辺のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　ご質問にお答えいたします。

まず、今まで班別に各戸を回っての集金について、今昆議員がおっしゃったとおり、メリットの部分は顔と顔を突き合わせて、そしてそこでのコミュニケーションを取ったり、あるいは場所によっては、公民館にみんな集まって、そこで集金をして、そこでちょっとした集会をするということで非常にいい会ですというふうな報告も以前受けたことがございます。逆に、なぜ振りかえにならないのだというお声もありました。そういうことを含めて、昨日の全協のほうでも説明させていただきました。2年かけてやろうとしたところ、今回のコロナということで、できる部分からやっていこうということでございます。

そのよかつた部分をどうやって残していくか、それは各コミュニティのほうにご協力を願うことですし、それから私が声高に叫んでおりますコミュニティ・スクールをどういうふうに生かしていくかということも含めて町民の皆さんのがコミュニケーションをこれからも十分に取つていけるような、そういうシステムを構築してまいりたいと、そう考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。他に質疑ございますか。

15番、山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員）　昨日の全協でもいろいろ議論がございましたが、8月まで準備期間ということでございますけれども、非常に短い期間になるわけですが、ご父兄の理解を十分

得られるような対策をしっかりとやってもらうのはもちろんでございますけれども、昨日もお話を申し上げましたけれども、口座振替は、これは基本としてやるということについては理解はできます。それに加えて、コンビニ納付とか、あるいはクレジット納付、これはちょっと時間がかかるということでございますが、これなどについても、やっぱりしっかりと検討していただきたいと。

それから、場合によっては、今までと違う徴収方法になりますので、必ず滞納の問題が出てくると、これはもう当然他の市町村でも、いわゆる直接集められないというデメリット、このメリットがなくなるということで、いわゆるコンビニ納付とか、非常に気安く扱える方法を取っていかなければ、そういう問題が生じる可能性があります。したがって、そういうことを未納対策としても必要だろうというふうに思いますし、それから昨日も議論ありましたけれども、子ども手当からの徴収も未納を防ぐ上でも、やっぱりしっかりと保護者とお話をし、同意を得た上でことでございますけれども、この辺についても、やっぱり検討をしていく必要があるだろうというふうに思っていました。

それから、インターネットサービスも、これは全国的にやっているところもありますので、そういう方法についても、3か月間でこれを十分に検討するというのは、短時間ですので、無理かもしれませんけれども、やれる範囲の中で、いわゆる親御さんたちがスムーズにご理解をいただいて納付していくような体制をしっかりととるということを考えていくべきだというふうに思っていますが、それに対する所見をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、保護者への説明については、本当に丁寧に説明をしなければいけないと、そう思います。その文案についても十分に検討した上で説明をしたいと、そういうふうに思っています。作成について検討したいと思います。

それから、様々な納入の方法がございます。それについては、一つずつクリアをしながら、そして保護者の皆さんに納入しやすい方法を検討してまいります。

さらに、未納対策については、これは全市町村で取り組んでいることでございます。未納のないように、何とかこちらのほうでもどういうふうにしていったらいいか、それも含めて十分に時間をかけながら対応を考えてまいりたいと、そう思っております。

いずれ一番最初に、保護者の皆さんに理解していただく、保護者目線でということでよく町長がお話ししますけれども、その保護者目線で、ぜひ困り感に寄り添うことができるよう

な、そういうふうな体制を整えてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 新型コロナウイルス感染症対策ということで、特に給食については、3月に県教委から通達といいますか、各市町村の教育委員会に要請が出ているというふうにお聞きをしておりました。それで、給食調理場の衛生管理、消毒を含めた。それから、給食を直接載せるトレイの衛生管理、これについては、心配ない状況で進められているとは思いますが、特に感染症対策としてとられていることがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君） お答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症のことに関わらず、調理場に関しては、ノロウイルスとか、ほかの感染症の危険性もございますので、それらを含めた万全な衛生対策は、既に行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 関連ですが、今も小中学校でトレイについては洗浄しているという状況なのでしょうか。その状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君） お答えいたします。

各学校には、洗浄する部屋がございまして、そこに食器類は保管しております。そして、夜の間に機械が作動して洗浄しているというふうな状況になっている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。他に質疑ございますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 昨日の全協で、銀行への振り込みがまずあるわけですけれども、ゆうちょ銀行については、時間がかかるということで、今回外されておりましたけれども、特に不動地区などでは、コンビニもなく、コンビニ納付はありませんけれども、銀行に大変遠いこともありますので、ゆうちょ銀行あるいは農協、農協はよかったですか、そ

こら辺、ゆうちょ銀行も含めていただいたほうがいいのではないかなと思いますので、その時期の関係があるかもしれません、十分検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えします。

先ほど教育長が申し上げましたとおり、とにかくすぐさま始めたいという、そういうことから、今回は調整に時間がかかるゆうちょ銀行は一旦外させていただいておりますけれども、必ずゆうちょ銀行も加えるような措置はしてまいりますし、その手続の開始も早めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。他に質疑ございますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　3月3日から休校になっていて、そして4月は、岩手はコロナが発生していないということで普通に学校には行っているのですけれども、3月分の給食費は集金したのでしょうかどうかお伺いします。

そして、今後9月から集金になるわけですけれども、集金というか、振り込みになるわけですけれども、その父母たちに対しての集まり、2メートルとか、3密を避けるとかありますので、どのようにやろうとしているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えいたします。

3月分という給食費の区分はございませんで、1月分の給食費が2月で完納となります。年額を10等分して納めているもので、それが2月5日納期で納めていただいたことになります。そして、3月の休業に関しては、給食本来する予定だったものに対してできなかった日数、食数に関しては、各学校各学年ごとにカウントして、そしてそれに単価を掛けて、卒業生に関しては、卒業式のときに中学校3年生、小学校6年生、保護者の方にお返ししております、返還金として。そして、在校生につきましては、学校に保護者の皆さんいらっしゃる、そういう機会もなかったことだったので、今年度の給食費に充当をさせていただくということで、運営委員会からも了承を得、その内容を各保護者に既に連絡をしているところでございます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。他に質疑。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 先ほどゆうちょの話がありましたけれども、この件に関しては、他市町でも、やっぱりゆうちょはぜひやってほしいという話が出ていて、話が出て、その後すぐ改善できたと、そういう事例もあるようですから、そのところは初めから外すのではなく、もう頭から対応するような、矢巾の郵便局なのかどうか分かりませんけれども、そのところは進めて、早めにしたほうがいいなと思っております。

それから、この条例の第4条なのですけれども、これは町長は特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額することができるというふうに入っています。非常に私がイメージしているのは、いい内容だなと思っているのですけれども、どのようなイメージでこの条例ができたのか、そのところをまずお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君） お答えします。

ゆうちょ銀行に関しましても、初めから交渉の舞台から外すことではなく、交渉はしますけれども、もし間に合わないときには、令和2年度の納付には間に合わないということで令和3年度なりから開始できるような、そういうた取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、第4条の特別な事情があるというのは、想定しておりますのは、学校に来られない、不登校になっている方で給食停止をしている方とか、あとは病気になった方とか、そういうた方々、そういうた、ほかにもいろんな事例があるのですけれども、それらを大きく含んで、まとめてこのような表現にさせていただいたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 分かりました。それでなのですけれども、昨日もちょっと話をした内容としては、8月からそれこそスタートして、徴収は遅れて始まるということなわけですけれども、その支払いが滞っていた間の給食費、これに関しては、その後のところで少し多めに徴収すると、そういう話もあったわけですけれども、それはちょっと別にしても、今特別な理由という中に、今回もコロナで早まったわけですけれども、そういうコロナの事案のような形での支援も含めた減額ということも考えられるのではないかというふうに、非常に特別の理由という一言でばふっと捉えているわけですけれども、そういうことも含めながら、今ここでできる、できないというのは判断できないかもしれませんけれども、それを考

慮しながら今回の給食費の公会計化について、再度検討していただきたいと。そうすることによって、やはり学校の、学校というか、親たちのそういう理解もかなり協力、態度もかなり柔軟になるのではないかということで、できれば今回に盛り込んでいただきたいのですけれども、そのところは今後の検討にお任せしますけれども、ひとつご検討をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 答弁を求めるますか。

○11番（藤原梅昭議員） 求めます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、これは今回皆さん方にお願いしている学校給食費以外にも、本町の条例の中には、この減額の措置、特別な事情とかある場合というのがうたわれていることがあるわけですが、それとの、他の条例との整合性も図りながら、特に今度の新型コロナウイルス、あまりいい表現ではないのですが、感染をなされたとか、やっぱりそういうふうなときは、私どももやはり機動的に対応していかなければならぬと考えておりますので、いずれ他の条例との整合性を図り、そしてなおかつ特別な事情、こういったものについて一つ一つ検証しながら、今ご指摘あったことについて、しっかり受け止めながら対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしの声でございます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第38号 矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで時間も大分経過してきてまいりますので、暫時休憩といたします。

再開を11時10分の再開といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

日程第8 議案第39号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第8、議案第39号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第39号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者、いわゆる被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした場合、傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） 支給額についてなのですけれども、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額ということで3分の2ということだったのですけれども、これ国保だと、自営業だったり、フリーランスだったりという方のここ3か月、3、4、5とすれば、6月にその3か月の収入の3分の2といったら、本当に微々たるものになってしまう可能性もあると思うのですけれども、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、傷病手当金の算定に当たりましては、3か月の、直近の3か月の給料、給与等の収入を就労日数で割った金額ということになります。ですから、3か月、例えば月20日であれば60日ということで割りますと、その方の1日当たりの平均的な給与収入額が出てきます。その3分の2を1日につき給付ということになりますので、3か月で打ち切りとかということではございません。

なお、最長で1年6か月を超えないという部分が第2条第3項のほうにうたってございまして、そういう計算になっているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 3、4、5、開店していても、営業していても、収入がないというときも1日としてカウントするということですよね、そのお話であれば。いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） この傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染または感染の恐れがあったということで、4日、そのために休業して、4日目からの部分を助成するという内容でございます。ですから、もともと仕事がある、ないということではなくて、新型コロナウイルスの感染というのを一つの境目といたしまして、直近の3か月の給与収入で算定するというルール、これ全国共通になってございますが、そのようなルールになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、補足、高橋町長、お願いします。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、傷病手当金は、まず間3日置いて、4日目からの支給になるのですが、まずルールとしては、今のところ、直近の12か月の標準報酬月額があるわけです。この平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額ということで、いざれいわゆる就労したり、就労しなかったりあるのですが、いざれそういったトータルでの平均の標準の報酬額を算定しますので、また、1年に満たない場合は、満たない場合のルールがありますので、もうそういったことでご理解をしていただければなということで、今ここで算式をお示ししていれば、ちょっとくぐつくなりますので、あれな

のですが、できれば後からそういった傷病手当金、これは大事な、これはコロナウイルスにかかるても、からなくても、そういったコロナウイルスに似た症状の状況でも国では支給しないといふうなご指導もいただいておりますので、もうそういったことで私どもの傷病手当金の額については、これからしっかりと、何か広報なりなんなりで説明をしてまいりたいと思いますし、また、広く国保の関係者にも分かっていただけるように周知してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆秀一議員） いずれ傷病手当金を頂いて休まれるという方もいると思うので、そういうところには、しっかりと今言ったように周知していただくということで、これだけではなく、ほかのところでもあるのだよという相談に乗っていただくようによろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今昆秀一議員のご指摘のとおりで、今回国でも国保の傷病手当金、これは各市町村に早く対応するようにというようなご指導もいただいておるところで、私どももこのことについては、早く取り組まなければならないということで、今回この条例の改正、後ほど今年度の補正予算もお願いするわけでございますので、機動的に、かつ分かりやすい支給方法を考えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。他に質疑。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私は、ちょっと1点お聞きしたいのは、国保の加入者の中の、いわゆる従業員として働いている人のものなのか、あるいは一般的な自営業者、農業者全部に関わるものなのかについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） お答えいたします。

この傷病手当金の支給対象になる方々は、国保に加入している方で使用を受けている方、使用されている方という定義になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。他に質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第39号 矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第9、議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由及び詳細説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、12款分担金及び負担金の学校給食費負担金、14款国庫支出金の特別定額給付金給付事業費補助金及び子育て世代への臨時特別給付金給付事業費補助金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款総務費の特別定額給付金給付事業、3款民生費の子育て世代への臨時特別給付金給付事業、4款衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業を新設補正し、7款商工費の中小企業支援事業及び中小企業振興資金貸付事業、10款教育費の共同調理場運営事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億6,788万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億4,398万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議案第40号　令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細について説明いたします。

5ページにお進みください。第2表、債務負担行為補正です。追加となります。事項、期間、限度額の順にご説明いたします。新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給、令和2年度から令和5年度まで、借入金額の1.4%以内の利子補給。新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活安定資金利子補給、令和2年度から令和6年度まで、借入金額の1.0%以内の利子補給。新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給、令和2年度から令和11年度まで。岩手県信用保証協会が定める保証料のうち0.4%以内の額。

13ページに進んでいただきまして、歳入補正につきましては、主に給食費の公会計化と新型コロナウイルス感染症対策に関する内容となっております。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

それでは、歳入。12款分担金及び負担金、1項負担金1億1,584万4,000円、こちらは公会計化に伴いまして、これまで学校給食共同調理場運営委員会の会計に入っていたものが一般会計で扱うことになったものによります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金27億8,961万9,000円、主なものといたしまして、1目総務費国庫補助金、こちらにつきましては、令和2年4月27日を基準として、住民基本台帳に記載されている給付対象者に1人につき10万円を給付するための補助金と、その事務費補助金となっております。2目民生費国庫補助金、こちらにつきましては、児童手当を受給している世帯に対し、対象の児童・生徒1名に対し1万円を給付するための補助金と、その事務費補助金となっております。5目教育費国庫補助金、こちらにつきましては、学校休業に伴う給食費の食材キャンセルの違約金に対する補助金となっております。

15款県支出金、2項県補助金595万7,000円、主なものといたしましては、7目労働費県補助金、これは感染症拡大により、経営に影響が生じている中小企業者における雇用の維持を支援するため、市町村が行う雇用調整助成金を県が補助する内容となっております。

次に、8目商工費県補助金、こちらにつきましては、感染症で売上げが減少し、経営に影響が生じている中小企業者の経営の継続を支援するため、中小企業者が支払う家賃の一部を市町村が補助した場合に、県がそれを補助する内容となっております。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金4,963万7,000円、これによりまして、年度末の財政調整基金残高は5億7,833万2,000円となります。

14ページにお進みいただきまして、20款諸収入、3項貸付金元利収入500万円、こちらにつきましては、年度末に融資を行います東北労働金庫から返金される内容となっております。同じく4項雑入183万円、こちらにつきましては、給食費の公会計化に伴い、これまで学校給食共同調理場運営委員会の会計に入っていたものが一般会計に移行される内容となっております。

17ページに進んでいただきまして、こちら歳出補正の減額については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止した事業と、現段階において見直すことにより、より効率的に予算執行が行えるものについて行っております。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行い、次に増額の特記事項について説明を行います。

歳出。1款議会費、1項議会費37万6,000円の減。2款総務費、1項総務管理費、主なものといたしましては、1目一般管理費の特別定額給付金給付事業で特別定額給付金27億2,960万円、システム改修委託料に550万円、コールセンター運営委託料に300万円を計上しております。18ページに進んでいただきまして、10目電子計算費、臨時窓口用備品購入費177万円として、こちらは住民記録システム用印刷機の購入を予定しております。これによりまして、2款総務費、1項総務管理費の補正額は27億4,997万3,000円となります。同じく3項戸籍住民基本台帳費31万7,000円。

19ページに進んでいただきまして、3款民生費、1項社会福祉費132万円、こちらにつきましては、職員等が新型コロナウイルスに感染した際の施設消毒の委託料となっております。同じく2項児童福祉費3,786万8,000円、主なものといたしましては、子育て世代への臨時特別給付金といたしまして、児童手当を受給している世帯に対し、対象児童・生徒1人につき1万円を支給する内容となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費996万6,000円、主なものといたしましては、消耗品の購入といたしまして、マスク、非接触式電子温度計、感染症防護キット、消毒液等の購入を予定しているものでございます。

20ページに進んでいただきまして、5款労働費、1項労働諸費795万6,000円、主なものといたしましては、就労者支援事業、新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活安定資金の利子補給等預託金として504万2,000円、これにつきましては、勤労者へ無利子で生活援助資金上限50万円を融資する内容となっております。また、雇用安定化対策事業として、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助金291万4,000円、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた企業が国の雇用調整助成金

を活用して、休業手当、賃金等を支給し、従業員の雇用の維持を図った場合の補助となっております。

6 款農林水産業費、1 項農業費60万円。

21ページに進んでいただきまして、7 款商工費、1 項商工費3,598万円、主なものといたしまして、商工業振興事業、地域企業経営継続支援事業費補助金2,100万円、これは新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えするための家賃補助を行うものとなっております。また、資金融資事業、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金1,142万円、同じく保証料補給金356万円、これは経営の安定に支障を生じている中小事業者、個人事業者の資金繰りを支援するため、保証料全額と利子の全額を補給するものでございます。

8 款土木費、4 項都市計画費132万円、これは図書センターの図書消毒器を購入する内容となっております。

9 款消防費、1 項消防費558万1,000円、主なものといたしましては、消耗品購入でございまして、段ボールベッド、災害用備蓄毛布を予定しております。また、避難所用備品購入費で災害備蓄用コンテナを購入する予定となっております。

22ページに進んでいただきまして、10款教育費、1 項教育総務費45万円、こちら主なものといたしましては、学校適用支援事業で学校休業に伴う児童・生徒への学習支援のため、学校教育支援員3名を配置するものでございます。同じく2 項小学校費68万3,000円、同じく3 項中学校費42万1,000円、こちらは、いずれにつきましても、学校で消毒に使用いたします消耗品を購入するものとなっております。

23ページに進んでいただきまして、同じく4 項社会教育費31万2,000円の減、こちらの内容につきましては、3 目文化会館費で指定管理者が国庫補助事業を活用して購入するA I サーマルカメラについて、自己負担分を町が補助する内容となっております。また、5 目史跡公園建設費で史跡公園管理委託料を減額し、直営で行うこととし、新たに管理備品購入費として業務用の芝刈り機を購入する内容となっております。同じく5 項保健体育費1億1,614万円、主なものといたしましては、給食費の公会計化に伴い、給食の材料代が一般会計の扱いになるという内容となっております。

以上で議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 確定申告に関わる質問をさせていただきます。配偶者控除と配偶者特別控除があるわけありますけれども、今回の特別定額給付金、この10万円は、例えば妻の年収は合計所得38万円以下であることの条件があります。それから、パート収入の場合の収入が103万円という要件があるわけありますけれども、この10万円の取り扱いは、この確定申告上は、どのように取り扱いをすればよろしいのでしょうか。その103万円になる、113万円になったら、それは対象にならないとか、そういう条件、あると思うのですけれども、どのような取り扱いになるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私の認識誤りかもしれませんけれども、国ほうでは、所得への換算はしないというふうにお話している、今のところ、そういう状況ですので、この確定申告における収入に関しては、こちらの10万円は入れないという方向でいくというふうに認識しておりますので、以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 申告には関わらないと、こういうことなようでございます。

他に質疑ございますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっとページ数はあれですけれども、教育振興の、教育に関する支援員を3名増やすということについてお伺いします。

今幸いにも岩手では、コロナ感染者がいないわけですけれども、もし出た場合、休校とかになったときに、どのように、3月は家庭訪問とかしてきたわけですけれども、どういうふうに3月はしたのか。そして、今後は考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、3月に行いました一斉の臨時休業におきましては、各学校におきまして学習プリントとかをまず配布して学習を行いましたし、4月に学校が再開した後には、中学校はそれほど授業の遅れはなかったのですけれども、小学校のほうで少し遅れがあるということで、まず最初に、その遅れの分を今取り組んでいるというところでございます。

今後でございますけれども、まず昨日、それから本日も県立学校の方針に沿って、本町におきましても臨時の休業をやっているわけなのですが、こういった、もしかすると今後も臨時の休業が増えてくるかもしれません。その分は、今校長会でもちょっと話し合っているところなのですが、例えばですけれども、夏休みの日にちを減らして授業日数を確保するですか、そういったところを今検討しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。関連ですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 学校の先生も、それから子どもたちがお休みになると、今度は児童館のほうも大変になると思うのですけれども、本当に大変な状況がいつまでも続くというか、期限がないので、本当に大変な状況だと思うので、まず皆さんの体の状況というか、そういうふうな状況というのは、学校ではどのようにやっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、学校のほうでございますけれども、昨日、本日の臨時休業に関しましては、学校のほうでも在宅勤務を行っております。まず、在宅勤務に関しましては、人の移動をできるだけ少なくするという方向でやっているものでございますけれども、今後もし臨時休業の日数が増えた場合、どのように教員の働き方を変えていかなければならないかというのも、これもまた各学校と相談しながらにはなるのですけれども、例えば在宅勤務も今後続いていくことになるかと思いますし、あるいは学校に来て業務をするという中でも、やはり児童・生徒との連絡をこまめにとりながらやっていくという方法を進めていかなければならないのかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。他に質疑。

15番、山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今回の補正予算は、新型コロナウイルス対策としての様々な支援対

策が盛り込まれた予算編成になっておりますけれども、いわゆる国の事業あるいは県の事業、そして町の単独事業、様々ございます。就労者支援雇用安定化対策、それから農政対策にわたって各種支援事業がありますが、これをやっぱり町民にしっかりと周知をしていかなければならぬと思うのですが、その周知方法について、まず1点お伺いをいたします。

それから、特定定額給付金10万円については、各市町村でもう既に取り組んでいるところもありますけれども、昨日の町長の挨拶の中で、8日以降郵送をしたいと、その申請書についてはというお話をございました。この対象世帯は、どの程度になっているのかまずお聞きをしたいと思いますし、併せて児童環境の子育てに関する臨時交付金、これ特別給付金についても、どの程度の対象者になっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、郵送されたものに対して、また郵送で返すことになるだろうというふうに思いますが、その受付はいつ頃から始める予定なのか。そして、あと給付金の振り込みといいますか、口座振込になると思いますが、その日程的なものもお知らせをいただきたいと思います。

それからあと、町長メッセージ、そして今度は今日恐らく、昨日の全協ではお話をあったのですが、議会も一体となってメッセージを、感染防止対策におけるメッセージを発信するわけですが、今までのメッセージも様々な形で出ているわけでございますけれども、ホームページは当然見ている方は分かっているわけですけれども、やっぱり町民挙げて、特に今度フライデーオベーション、こういった取り組みもするということですので、そういったここに至った経緯なり、あるいは今後取り組むということについても、やっぱりしっかりとPRをして、多くの町民に賛同をいただかなければならぬ取り組みになるというふうに思いますので、そういった取り組みのこれから考え方、それについてもお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まず1点目のご質問のほうに私から答弁させていただきたいと思います。

まず、周知方法なのですけれども、事業者、農業者、それぞれあるわけでございますけれども、これにつきましては、相談が来ている受付場所が一番周知がてつとり早いわけではございますけれども、やはりそれだけでは行き届かない部分もございますので、その辺につきましては、例えば事業者であれば、商工会等を通じながら周知を図ってまいりたいと思いますし、農業者であれば、農協とか関係農業団体、そちらを通じまして周知を図っていくこと

はもちろんのこと、ホームページ、そういったものも通じまして、やはラヂ！等を通じまして、その辺は周知を図りながら寄り添っていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田　徹君）　それでは、私のほうからは特別定額給付金の関係についてのお答えをさせていただきます。

まず最初に、1点目として、どのくらいの世帯数かというふうなご質問だったわけでございますけれども、こちらのほう1万763世帯、こちらのほうの世帯分郵送させていただく予定でございます。あとは、その後の受付とか、そういうご質問があったわけでございますけれども、先ほど質問にあったとおり、5月8日発送を予定しております、金曜日発送ですので、実質的には週明けの週から来ると思われますので、その週明けの11日から受付を想定しているところでございます。

そして、あとは振り込みの日程ということでございますけれども、まずは振り込みの日程ですけれども、まず先にマイナポータル、マイナンバーカードを持っている方々の分に関しては、今日から国ほうの画面から入力ができることができまして、その方々については、5月7日の日振り込む予定としております。確認がとれたものに関しては、5月7日の日に振り込む予定でございます。郵送で申請を送った方々については、まず5月後半ということになりますけれども、5月の一応第4週目の週から20日、22日辺りをめどに振り込むように今調整しているところでございます。

以上、特定定額給付金についてお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　あと子育て世代の。田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　子育て世代のほうの臨時特別給付金につきましては、今日この後、補正予算が通った後通知したいと思っておりました。対象世帯は1,891世帯、対象児童は3,513名を見込んでおります。スケジュールのほうは、今日発送して、この給付の制度に拒否、1万円を拒否できるというふうなことがあって、その拒否の申し出期間を2週間取っております、5月15日になります。その後、給付データ、振込予定通知書などを発送して、今月中の給付を目標に取り組んでおるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　私のほうからは、今後このようなメッセージ

などの周知方法ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、これまでも町長メッセージ等、ホームページあとはやはラヂ！等で周知をしていたところでございます。国会の質疑のやり取りを聞いておりますと、まさに国難と言える状況で、今後従来のただ一方的にこのような情報を発するということではなくて、あらゆる機会、双方向のコミュニケーションを通じながら、対面のときでも注意喚起を促したりしながら行動変容を促していくかなければいけない状況だと認識しておりますので、これまでと同様に、ホームページややはラヂ！などで周知をするのはもちろんのこととござりますけれども、様々な機会において、私たち職員もそのような取り組みをしているということを積極的に発信をしながら皆さんを巻き込んでいく周知をしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいでしょうか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） いずれもう計画を組んでいるということですので、ここについては、それに沿ってスムーズに進めていただくように要請をしたいというふうに思います。

それとは別に、今PCR検査の問題がかなり取り沙汰されているわけですけれども、県内では、昨日の話では330件、どれも陰性だったという結果なようでございますけれども、本町におけるPCR検査を受けた人というのは、把握されているのでしょうか。

それから、もう一つ、臨時交付金の関係で、昨日も話あったように、DVの被害者は、いわゆる世帯を別にして避難をされている方もいるわけですが、昨日までの申し出だったわけでありますけれども、この人の数というのは、どの程度になっているものでしょうか。その体制というのはとられているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） 最初のPCR検査の状況、そして町内の方が対象になっているかどうかということでございますけれども、昨日までの段階では、334件の方が行政機関での検査、さらに民間機関での検査という形になってございます。民間検査が11件、合わせまして354件の検査で全て陰性ということで、それで矢巾町内の方がどの程度対象になっているのかにつきましては、県のほうで行っているわけでございますが、市町村名とかは一切公表はなされておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） それでは、特別定額給付金の件に関してお答えさせていただきます。

D Vということでございますけれども、こちらのほうに関しましては、議員ご質問にあつたとおり、昨日までの期間ということになっていますけれども、こちらのほう、一旦、それぞれの市町村で県のほうにその内容を上げることになってございます。そして、県のほうを通じて、それぞれ住民登録があったところに申し出があった情報が下りてくるというふうな形になってございます。一旦、対象となる方は、このD Vに関しては、住民登録がない、実際に住んでいる住所地で給付になる、給付対象とするというふうな形になってございますけれども、一旦は住民登録のない住所地の役所に行って相談していただいて、どちらのほうの情報を県が吸い上げて、県が元の住民登録地に情報提供するというふうな流れになってございます。そうすることから、これが一応本日から5月8日までの期間で調整する期間ということに、情報を共有する期間ということになってございますけれども、今のところは、まだそういった情報は入っていないところではございます。

なお、一応この1週間、そういった手続では来ませんでしたけれども、このD V関係の相談、電話での相談としては2件あったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 一律10万円支給の件で再確認させていただきます。

郵送については、説明あったので分かりました。それで、マイナンバーカード持参の方、持参というか、持っている方について再確認。といいますのは、私のところに昨日テレビ等で放映されていて、矢巾町ではどうなっているのだと、あなたはマイナンバーカード持っているから早く申請してもらってみてくれないかとかと言われたので、ちょっと確認しますが、1日、今日から受付して、オンラインでやれば、町の先ほどの説明では、7日以降、早い時期に振り込まれますという話でよろしいのか。

それから、もう一点、本人が申請すれば、当然私の場合は、妻の部分も一緒に、もしマイナンバーカードがなくても番号が分かれば、それで一緒にもらえるのか、その辺お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町においても、本日からマイナンバーカード所持者は、オンラインで手続できるよう環境を整えておりますので、今から、今日本日からでも申請いただくことが可能です。そして、あくまで世帯主、受給権者、世帯主、世帯主の方が申請になりますので、世帯主の方がマイナンバーカードを持っていれば、一括して申請できるというふうに捉えておるところでございます。

給付に関してですけれども、先ほども言いましたけれども、一番早い方で、確認がすぐ単純に済むような方に関しては、5月7日から順次というふうに考えてございますので、よろしくお願ひします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

はい。赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 1点確認します。23ページの田園ホールへの、これはA I サーマルカメラの購入の補助という形で118万円という形であります。これのちょっと勉強不足ですみません。まず、この利用用途と、それから118万円の補助でどれくらいのものを買おうとしているのか、単純な質問ですみませんが、よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

これについては、非接触型のカメラで離れたところから、その方の肌の温度を測れる機械ということでサーマルカメラということでございます。予定では、3台を予定しております、文化会館入り口、正面、それから公民館入り口、それから楽屋の入り口と3か所ございますので、それぞれ設置させていただいて、熱がある方の感知をさせていただくということで、この機械については、パソコンにつなぎまして、その場で警告、何か色がついたり、そういうしたもので見やすいという機能がついておりますので、手に取って一々測る必要がないということで確認がしやすいということで導入を予定しているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。他に質疑ございますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 各種支援策が早急に実施されることを願うところでございます。そして、この補正にはないのですけれども、国は、税金及び社会保険料の納付の猶予を1年間猶予しますということを昨日のテレビでも安倍総理が発言をしておりましたけれども、この

税金は、国税にしても、地方の出す部分もあるものですから、町としてどのように周知あるいは考えているのか。

盛岡市さんでは、既に申込書を送ったそのだけれども、滯納太郎という名前で、かなり批判をされたようですので、そこら辺も配慮しながら周知をする必要があるのではないかなどと思っておりますが、その考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまの質問にお答えいたします。

納税猶予に関しましては、日々新しい情報が今届いている状況でございます。やはり新聞報道等ございますので、電話ないしは窓口でのお問い合わせ、既に数件発生しておりますが、ちょっとまだ相談の域を出ててないような状況で、実際に申請書等を用意してございますけれども、まだ申請のほうは、どなたからも頂いていないというふうな状況です。

今後さらにやっぱり周知を進めるために、それこそ先ほど吉田課長の答弁もありましたけれども、やはラヂ！なり、広報等、こういったのを媒体としまして、周知のほうを行う予定でございますので、よろしくお願ひします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。他に質疑。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） 一つお伺いしたいのですけれども、人材交流事業、国際交流協会の関係は、今年中止になったと聞いております。中学生の派遣も、あるいは25周年記念の交流事業もなくなったというふうに聞いておりますし、また昨日の全協のほうでは、ひまわり畠も今年は見合わせるということのようです。それで、種々のことが中止になる中で県道不動盛岡線の花壇については、どのようにお考えなのでしょうか。もし、やられるとすれば、去年までは中学生等入って地域の花壇でやったわけですけれども、今年は中止になるのでしょうか。それとも、続けられるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 県道盛岡不動線の花壇の花植えにつきましては、昨年度までは企画財政課のほうで担当しておりましたけれども、今年度から産業観光課で担当することになりましたので、その辺は、今高橋安子議員がお話あったとおり、十分配慮しながら、その辺はやらないということではなくて、やる方向で今進めてございます。その方向なのですけれども、例えば今まで、一斉に一日で花植えをやっておりました。それを日にちをずら

してやるとか、もしくは、これは本来であれば町民の皆さんと一緒にになって進めなければならぬことですので、本来であれば町民の皆さん的手で植えるのが本当なのですけれども、やはりこういうご時世でございますので、委託という方法も考えておりましたので、委託して、その業者が植えるということも考えておりまして、検討してございますので、方向が決まり次第、皆様のほうにお知らせしたいというふうに考えてございます。

（何事か声あり）

○産業観光課長（佐藤健一君） 中学生につきましては、今までかなり大人数の方で協力をいただいていたわけでございますけれども、中学生の方の参加につきましては、含めないで検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

高橋安子議員。

○7番（高橋安子議員） もう一点だけ質問いたします。

今それこそ花畠も何も全部中止になって、コロナ、コロナで、もう本当に心がすさんで、全国的にもDVが多かったり、あるいは児童虐待等も懸念されております。本町におきましても、ステイホームということで、もう高齢者もなかなか外に出られないという状況が続いておりますが、本町では、やはラヂ！もありますし、この間ちょっと総務のほうの常任委員会でもお話しさせていただいたのですけれども、やはラヂ！もありますし、それから防災無線等もございます。それで、防災無線というの、コロナというのはある意味災害ではないかと思っています。それで、家の中にばかりいて体を動かせないという状況が続いている中で、気持ちまで本当に暗く沈んでしまう中で、もしできましたら、スポーツの町ですので、夏にはラジオ体操をお盆の頃にやっております。もし、そういう広報媒体を全部使って、できるだけ使って、午前中1回、午後1回にでもそのラジオ体操を町に流してやられるという計画はないのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 全ての点について、今ちょっと私のところでお答えすることはできないのですけれども、まず運動不足ということは、本当にすごく様々な、新たな問題として指摘されているところでございます。現在企画財政課では、やはラヂ！などでそういう運動の機会を呼びかけるということも積極的に行いたいと思っているところでございますが、メディカルフィットネス推進事業の中で事業者が、会員だけではなくて町民全体に向けてオンラインでウェブを使いましてヨガ教室を展開したり、そういった運動の

機会をできるような機会を今後考えていきたいなと思っておりますので、そういったことも踏まえながら運動の機会を充実させていきたいと思っております。

また、防災ラジオ、やはラヂ！の機能を使いまして、あとはスピーカーを使いましてラジオ体操を展開していくといったようなことにつきましても今後検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、町民の皆さんの健康が第一ですので、方法だとか、いろいろ手間がかかるということではなくて、やれることからどんどんやっていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。時間も大分経過していますが、まだありますか。先ほども質問ありましたね、どうしても。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどは失礼しました。今大学生等がバイトできなくて、大学を辞めなければならないような状況も生じているということで今問題になっておりまして、本町でも奨学金制度が、今までだったら4月でないと駄目だったのだけれども、今年中受付ができる状況になっておるので、それを高校生、それから専門学校生、大学生に何とか伝達をして、奨学金を借りてもらえるようにできないかについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、そういう状況でございますので、先日1回目の奨学生の委員会を開催したのですが、この後もさらに広報を行いまして、やっぱり学費とかに困っている学生がいないか、もう一度申請を受けて、年度途中でも随時奨学生のほうの選考を進めていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。正午を回っておりますが、会議を継続します。

他に質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第40号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数あります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由及び詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款県支出金のうち特別調整交付金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款の保険給付費に傷病手当金を新設補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,475万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもございましたとおり、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した場合等で一定の要件を満たす方に対する傷病手当金の支給に係る補正となります。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書でご説明いたしますので、9ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順番でご説明いたします。

2、歳入、3款県支出金、1項県補助金、項の補正額50万円の増となります。説明欄記載のとおりですが、新型コロナウイルス感染症に感染した方等に支給する傷病手当金の支給額の全額が県を通じて国から支給されるものであります。

続きまして、13ページをお開き願います。3、歳出、2款保険給付費、6項傷病手当金、項の補正額50万円の増となります。歳入でも触れましたとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した方等に対する支給する傷病手当金の支給額に係る分を増額するものでございます。

以上をもちまして、議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の詳細説明を終わります。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第41号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして令和2年矢巾町議会定例会5月会議を閉じます。

午後 0時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員